

神戸市告示第 278 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和 6 年 8 月 23 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域  
西区伊川谷町有瀬字立山東 518 番の一部  
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称  
ふっ素及びその化合物、砒素及びその化合物

別図

